

○ 43 条（建築許可）申請図書・添付書類一覧表

■ 許可申請書（別記様式第九）	正・副 （2部）
■ 位置図	縮尺 1/2500 以上の地形図写しを利用
■ 現況平面図	縮尺 1/500 以上のもの
■ 建築物等の配置図	縮尺 1/500 以上のもの（レベルを記入）
■ 土地縦横断面図	2面以上縮尺 1/100 以上のもの
■ 建築物の計画図	予定建築物の平面図・立面図（2面以上）縮尺 1/100 以上
■ 土地登記事項証明書	直近のもの（受付日より3ヶ月以内）※全部事項証明書
■ 公図の写し	直近のもの（受付日より3ヶ月以内）
■ 建築物概要書（様式第38号）	建築面積、延べ面積、敷地面積、建ぺい率等
■ 土地の丈量図	縮尺 1/500 以上のもの
■ 現況写真	カラー写真
■ その他市長が必要と認める 図書	都市計画法第34条各号（提案基準含む。）の許可基準における必要図書
■ 委任状	申請者以外が手続きする場合に添付

○ 作成要領

- (1) 申請図書の大きさは、日本産業規格 A 4（29.7cm×21.0cm）にしてください。
- (2) 設計図書は、建築主（委任の場合は受任者）が記名及び押印したものを提出してください。

	申請図書	書類の作成要領・設計図の明示事項等
1	許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> イ ※欄は記入不要です。 ロ 「建築物の建築等をしようとする土地または用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在地、地番、地目および面積」欄は、字名まで詳細に記入し、敷地内の地番はすべて記入してください。「〇〇番他〇筆」等は不可です。 ハ 敷地面積は、小数点以下第2位までの実測面積および公簿面積を記入してください。
2	位置図 (S=1/2500以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形図の写し（A 4 又は A 3）に下記の項目を記入してください。 <ul style="list-style-type: none"> イ 方位 ロ 申請地の位置（朱書き又は斜線で明示）

3	現況平面図 (S=1/500 以上)	<ul style="list-style-type: none"> 申請の現況がわかるように下記の項目を記入してください。 イ 方位 ロ 申請位置 (朱書き) ハ 土地の地番、地目、地形 (高低差等) 隣地においても同様 ニ 敷地に接する道路・法定外公共物等
4	建築物等の配置図 (S=1/500 以上)	<ul style="list-style-type: none"> 下記項目を明示してください。 イ 敷地境界 ロ 敷地が接する道路名、有効幅員、道路後退線、水路等 ハ 建築物の位置、用途 ニ 構造物および排水施設の位置、形状
5	土地縦横断面図 (S=1/100 以上)	<ul style="list-style-type: none"> 下記項目を明示してください。 イ 敷地境界 ロ 地盤高さ ハ 敷地と道路、構造物の形状 ニ 建築物の位置 2方向以上の断面がわかるよう明示
6	建築物の計画図 各階平面図、立面図 (S=1/100 以上)	<ul style="list-style-type: none"> 下記項目を明示してください。 イ 建築面積、延べ面積、高さ等 ロ 各室の用途名 ハ 立面図は2方向以上 面積が算定できる寸法等明示
7	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	<ul style="list-style-type: none"> 申請時点 (3ヶ月以内) のものを添付してください。 許可基準により、過去の経過がわかる登記事項証明書も必要になる場合があります。
8	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> 複写した図に申請地を赤色に着色し、複写年月日、複写法務局、複写者氏名印を記入してください。(原本の場合は着色のみで可) 申請時点 (3ヶ月以内) のものを添付してください。
9	建築物概要書	<ul style="list-style-type: none"> 建築物棟別概要の欄は、新設および既設について記入してください。
10	土地の丈量図	<ul style="list-style-type: none"> 外周長 (辺長) を記載すること。
11	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 4方向以上から申請区域全体を撮影してください。 開発区域境界を赤線で明示してください。
12	その他状況に応じて必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第34条各号 (提案基準含む。) の許可基準における必要図書